

# はたらく女性のフロア通信

発行日 2015年12月25日

NO. 25



はたらく女性のフロアかながわ (WWFK)

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町8-25-203 本間重子気付

電話/FAX 045(323)0653 E-mail wwfk@hotmail.co.jp

HP <http://wwfk.jimdo.com/>

## 「女性の活躍推進法」を考える学習会開催 待機児童ゼロ、介護離職ゼロ、正規社員化するって・・・本当！

12月19日、かながわ県民センターで、伍淑子さん（会員）を講師に「女性の活躍推進法」を考える学習会を行いました。主な内容は次のとおりです。

### ■法律制定の背景

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、2015年8月に成立、一般事業主の責務に関する部分は2016年4月1日から施行です。

法律ができた背景には、①女性の就業率は上昇しているが、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人いる。②出産・育児を理由に離職する女性が依然として多い。③出産・育児後に再就職した場合、女性雇用者における非正規雇用者が6割近い。④管理的立場の女性の割合が国際的に見ても低い。などの女性の力が十分に発揮できていないという現状にあること、一方では急激な少子高齢化社会の進展に対応する将来の労働力不足の懸念から、女性を活用する必要があることです。しかし、なぜ女性の力が発揮できていない現状にあるのかという分析はなされていません。

「男女共同参画社会基本法」が、国・地方公共団体、国民の責務を定めているのに対して、この法律は、国・地方公共団体、一般事業主の責務を定めているものです。10年の時限立法になっています。

### ■罰則規定なし

法律は、女性労働者の活躍の推進に関する取り組みを実施するうえで具体的にを行うことを一般事業主に示しています。

具体的には、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析。②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表。③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出。④女性の活躍に関する情報の公表です。301人以上の大企業には義務付け、300人以下の事業主には努力義務で、罰則規定はなく、絵にかいたモチになる可能性が高いと危惧されます。



### ■行動計画策定

行動計画策定届の基礎項目には、①採用した労働者に占める女性労働者の割合②男女の平均継続勤務年数の差異③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況④管理職に占める女性労働者の割合の記入が指示されていますが、数の測定方法の指定が極めて狭いため実態が正確に把握されません。

### ■法律をどう活かすか

この法律をどう活かすべきなのか、何をすべきかという点では、①賃金格差の是正に使う。②非正規労働者の実態把握のため、雇用管理区分ごとに目標を検討させる。③派遣労働者の労働条件改善に活かす。④実態把握に不十分な項目を省令事項にする。⑤公表をさせる。⑥付帯決議を実行させる。などをすすめていく必要が強調されました。（報告 中嶋ひとみ）

\*意見交換については、2ページへ

### ◆まとめ◆

★「かながわ女性の活躍応援団ムーブメント拡大シンポジウム」が2016年1月20日に開催されるので参加し、情報収集する。

\*県のHPで申し込みます。1月8日締切です。

★「かながわ女性の活躍応援団」とはどういうものなのかを県に聞きに行く。

★神奈川の女性労働者の実態を統計分析し、提言を積極的に行っていく。

2016年は「戦争法」廃止の年に！！

### ◆意見交換では◆

- 女性の活躍推進に係るとりくみに関する協議をおこなう「協議会」はどのように組織するのか。
- 採用時における女性労働者の割合だが、応募時に女性が多くても、採用時には女性が社員に採用されていない実態があるではないか。
- 300人以下の企業に働く女性が多いのに、努力義務では問題。
- 一般事業主の行動計画策定には、非正規労働者の実態が見えない。
- 「介護離職ゼロ」というが、年金は減らされ、医療費の負担が増えている。女性はまた、家に戻るようになってしまう。
- この法律をどこまで使っていくのかについて

- は、しっかり勉強していかないと、あっという間に時限立法の10年がきてしまう。
- 賃金問題など産別の組合でないのが問題では。
- 神奈川の働く女性のデータを分析して、提言する運動をする必要があるのでは。
- 大企業の社会的責任を果たさせるようにしていかなければ。
- 問題意識を持たないで働いている人が多い、労働運動をやらなければならない。
- 第4次男女共同参画基本計画（案）の諮問・答申が、12月に出される。注視する必要がある。

活発な意見交換のあと、近くの中華レストランで望年会を行いました。今年は、「戦争法」の強行への怒りもあり、話が盛り上がりまし

## バルト三国ツアー 「命のビザ」杉原千畝を訪ねて 連載① 会員 佐久間由美子



杉原記念館前で

婦団連主催の海外ツアーで10月1日から8日までバルト三国に初めて行ってきました。『婦人通信』12月号に4人の方の報告があり、伊藤セツさんのブログにも興味深い報告があるの

で、併せてお読みいただければと思います。

バルト三国は北海道よりやや狭い国土に130～300万人の人口、小さな国だ。三国とも首都の旧市街は世界遺産、歩いて回れる範囲に歴史的建造物が美しく保存され、今も使われているのを見るのはとても癒される。ここに隣接するホテルに宿泊できたので、十分堪能できた。

### ◆杉原記念館

私の一番のお目当てはリトアニアの杉原記念館。杉原千畝はナチスの迫害によりリトアニアに逃げてきたユダヤ人に、外務省の指示にそむいて日本の通過



杉原千畝の執務机

ビザを発給、6000人の命を救い、その子孫は20万人にもなるという。現地で分かったことは、リトアニアでも杉原は一定の評価を受け、かなり知られているということ。第二の都市カウナスの元日

本領事館の2階はヴィタウタス・マグナス大学のアジア研究室となっており、アウレリス所長の流暢な日本語の説明では同大学の日本語を学ぶ学生は年々増えて150人もいる。その1階は杉原記念館で、豊富な関係資料が展示され、DVDの視聴で理解を深め、また当時の執務室が再現されており、杉原の事務椅子に座って記念撮影もできる。杉原の出身地岐阜県八百津町での「人道の公園」、ユダヤ人が唯一入港した福井県敦賀市の「人道の港」などのとりくみも紹介され、理解がより深まった。

また記念館は、杉原より先にユダヤ人にビザを発給していたオランダ人外交官ヤン・ツバルテンディクの記念館ともなっている。さらに首都ヴィリニウスには杉原通りがあり、市の中心部を流れるネリス川の川岸の整備された公園には記念碑のほかに日本から贈られた桜が植えられ春になると見物客で渋滞すると言う。

### ◆第9要塞博物館

カウナスには、帝政ロシアが造った12の要塞があったが、第9要塞のみが現存、これがナチスの強制収容所として使われ、5万人を収容、処刑も行われた。それが「第9要塞博物館」として整備さ



「第9要塞博物館」の平和のモニュメント

れ、敷地内には資料館や巨大な平和のモニュメントがある。また「要塞」の2階に杉原展示室があり、そこだけぼっかりと明るく温かいような気がした。ナチスはポーランドに限らずヨーロッパの各地で非道を尽くした。これを戦後なかったことにさせない国内外の力が大きかったのだと改めて思った。

## 「日吉地下壕」を見学

会員 本間 重子

### ▲戦争末期に日本海軍連合艦隊司令部が 日吉台地下に

10月2日、港北区日吉の慶應義塾大学キャンパスの一角に保存されている「地下壕」を見学しました。かねてより私は1度は訪れるべき場所のひとつとしてきましたが、機会がなく今日に至っていません。今回婦人民主クラブ神奈川県協議会主催の見学会に同行させていただくことが出来ました。

懐中電灯必携、スニーカーでという注意事項は、巨大な地下壕を歩くのには不可欠でした。慶應大学キャンパス地下に掘られた「壕」は、アジア太平洋戦争末期に日本海軍の中樞が移転し、レイテ沖海戦や沖縄戦の指令が発せられた場所なのです。

その痕跡は今でも生々しく残っており、「日吉台地下壕保存の会」が長い間、調査・見学の案内をしながら保存の活動を続けてきたものです。

戦争末期の“本土決戦”は、机上のプランで実施を伴わない「幻」のようなものと思いたい人も

いるようですが、近年の各地にある戦跡の調査研究から、日本の参謀本部が企てていた実相が明らかにされてきました。

連合艦隊総司令部が日吉に入ったのは、1945年3月（地下壕延長2636.28m）。

4月1日、米軍が沖縄本島上陸時戦艦大和を含む6隻が撃沈され、3721人が戦死したとき日吉の連合艦隊司令部では、この様子を通信兵が地下電信室で受信していた、ということです。末期の特攻指令もここから発せられていたそうです。

広大、強固な網の目のように建造された地下壕を案内していただきながら、今日の「戦争法」を思い、これからも多くの人たちがこの「戦跡」を訪れ、日本の平和について考えることが必要であると思いました。

（参考文献 「本土決戦の虚像と実像」〔監修〕山田朗、日吉台地下壕保存の会編 高文研）



## 県民連絡会女性の共同要求 交渉に参加して

会員 小島八重子



交渉のようす

11月11日、県民連絡会女性の共同要求交渉が行われました。この交渉は県内の女性団体を中心に女性に係わる切実な要求を神奈川県に突き付け、実現を迫るものです。

今年は、女性差別撤廃条約が国連で採択されて35年、日本が批准して30年、「女性の活躍推進法」（2016年4月施行）が成立した年にあたります。

今回も「雇用の場における男女平等の実現」「生涯を通じた女性の健康対策」「DV被害など女性への人権侵害の解消」「国へ所得税法56条の改正を要請すること」など、要求項目が盛りだくさんです。

とりわけ、「女性の貧困」問題は、切実です。働く女性の多くは非正規労働者で、低賃金、不安定な雇用にさらされています。実態を把握し、改善をすすめることは県としての喫緊の課題です。

しかし、県は、「女性の活躍応援団」と称し、

知事を団長に大企業日産の社長カルロス・ゴーンや資生堂社長ら10社の男性団員で結成、「M字カーブを解消し、性別に関係なく個性と能力を發揮できる社会を実現するため」に取り組むとするとの回答に、参加者も啞然としました。

アンフィニの女性労働者たちを苦しめている大企業を持ち上げて、「女性の活躍」をうたっても問題は解決できません。

また、今年の4月に江の島から藤沢の中心地に移転した神奈川県立かながわ男女共同参画センター（かなテラス）では、今年度は、「さらなる女性の活躍の推進のためのクオータ制・パリテ」（\*注）の調査・研究を行うとの回答です。この間、私たちは、県条例の届け出では把握できない300人以下の事業所に働く非正規を含む女性労働者の実態把握をするための調査・研究の実施を訴え続けてきましたが、まったく誠意がありません。

みせかけの「女性の活躍応援団」や雲の上の調査など、県民生活や実態から背を向く姿勢がますます顕著になってきています。

今後、私たち県民女性の側も、施行される「女性の活躍推進法」などを大いに学習し、活かすための要求化など、戦略的方法で迫っていく必要があります。

\*注：フランスでは、1999年6月、憲法を改正し、当選者の数が男女同数になるようにせよ、という条項を入れた。いわゆるパリテ憲法。

映画が好き

## 「ハッピーエンドの選び方」

会員 池田 資子



今年、身近な2人が交通事故と病気で急死しました。「ハッピーエンドの選び方」は死と向き合う話

です。イスラエル映画は本数が少なく、俳優さんも知らない人ばかりです。でも、気になる内容ではありませんか。

エルサレムにある老人ホーム。妻のレバーナと暮らす発明好きのヨヘスケルは、末期の病で入院している友人マックスから「楽になりたい」と言われます。マックスの妻も「夫を苦しみから救ってほしい」と頼みます。ヨヘスケルは自分でスイッチを押し、苦しまずに最後を迎えられる装置を発明します。

しかし、装置の使用はなかなか困難です。ヨヘ

スケルの妻は装置を使う事に反対します。見つければ殺人罪です。元獣医のダニエルが装置に使う薬を準備し、元警官のラフィは証拠隠滅で協力することになります。そして計画実行の日、マックスは自らの意思であることを穏やかにビデオカメラに語りかけ、彼の妻が最後を看とります。しかし、極秘に実行されたはずのこの装置が評判になり、苦しまずに死を迎えたいと願う人たちから、利用したいと依頼が殺到します。

どう生きるかは、意思や努力でコントロール出来るかもしれませんが、しかし、死は意思では何ともならないところにあります。特に病人の場合は葛藤です。妻や姉を病苦から救ってほしいと願う人が、装置を使いたいと迫ってきます。何とか助けてあげたい。実行を重ねる彼らですが…。

ヨヘスケルは妻の異変を見逃していました。認知症が進む妻は料理のレシピが思いだせなくなり、衣服を着ないまま食堂に出かけ、自分を失う不安に苦しみます。命を絶つため大量の薬を飲みますが助けられます。夫婦としてこの先どう生きるのか。

難しい問題を扱いながら優しく、ユーモアもあります。それは神様と話せる電話機やサンルームでの裸の集まりや、秘密の装置を全員が知っていて、別れの歌を歌うキブツの暮らしなどに見られます。

## 君嶋ちか子がゆく②

・・・神奈川県議会報告



12月3日に代表質問を行いました。主な内容は次のとおりです。

### 1 予算編成について

予算編成時は財源不足を強調し、結果的には財政基金を積み増している状況が、数年続いています。

財源不足を理由とせず、県民生活を守る姿勢を打ち出すことを求めました。

### 2 県庁と関連組織の働き方

民間企業に対して直接的な指導権限を持たない自治体がやるべきことは、まず自らの働き方を正すことです。その点から、県庁においては成果主義を強化しない事、職場体制を整えることを求めました。

知事は「職員に必要なのは成果」と強調していません。でもこの行き着く先は、公務を歪めかねません。

また、愛名やまゆり園などの指定管理者、知事・県民局長が顧問・評議員となり約2億円の補助を行って

いる神奈川フィル等でおきている解雇問題で、労働委員会裁定・裁判の結果をしっかり受け止めるよう働きかけることを求めました。

### 3 県の産業政策

黒岩県政は「世界へのアピール」「新しい産業の創出」等に意欲的です。それらに偏重することなく、現に存在している地域の産業をしっかり支えることこそ県の役割であると訴えました。

その点から、中小企業を技術面で支えてきた産業技術センターの独立行政法人化に反対しました。農業・建築・製造等の各分野で県が技術力を有することは自治体の在り方に関わっても大切です。

### 4 「県立高校改革」

20～30校の削減が計画されています。神奈川県は既に25校を削減した結果、全日制高校進学率は、全国で46位です。全日制進学を諦めた子どもが約1300人にのぼっています。

この状態で、さらに削減することの問題を質しました。

またこの「計画」では、「学力重点校」などというように学校をタイプ別に特定しています。適性と将来を見極められる中学生ばかりではありません。

いま必要なのは、希望者の入学を保障する教育環境の拡充であり、耐震化・老朽化対策です。当事者を苦しめる「高校改革」の撤回を求めました。